

Ⅱ 令和7年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考方針

県立特別支援学校の高等部及び専攻科に係る入学者の選考は、各県立特別支援学校の教育の目的の実現及び児童生徒の健全育成と適切な教育支援を期し、厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各県立特別支援学校は、入学希望者が各県立特別支援学校高等部又は専攻科の教育を受けることが適切かどうかについて、中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長、高等学校長及び特別支援学校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書及び各学校で実施する諸検査等の結果に基づいて、総合的に判断する。
- (2) 入学者の選考に当たっては、厳正を期するために各県立特別支援学校に、選考委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 全ての県立特別支援学校は、各障害に応じて第一次募集を実施する。入学者の選考に当たって県立特別支援学校長は、調査書、各学校で実施する諸検査等の結果等を考慮し、総合的に判断する。
- (2) 諸検査等
 - イ 諸検査等の実施期日は、宮城県教育委員会が定める。
 - ロ 諸検査等の内容及び実施方法は、各県立特別支援学校において適切に定める。
 - ハ 諸検査等の内容及び実施方法は、障害の状態、発達の段階、特性等に十分配慮する。

3 追検による選考

全ての県立特別支援学校は、第一次募集選考日当日に、やむを得ない事由により受検できなかった者を対象に、追検による選考を実施する。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。

4 第二次募集

第一次募集の合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。この場合、諸検査等及び選考方法については、原則として第一次募集に準ずるものとする。